廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準） **第一条の七の六**　令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　受託者が受託業務を委託する者（次号及び第五号において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。 イ　（略） ロ　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ハ・ニ　（略） 三～五　（略） （一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者） **第二条**　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。） イ～ヘ　（略） ト　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 チ　（略） 八　再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。） イ　（略） ロ　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 ハ　（略）	（受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準） **第一条の七の六**　令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　受託者が受託業務を委託する者（次号及び第五号において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。 イ　（略） ロ　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 ハ・ニ　（略） 三～五　（略） （一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者） **第二条**　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限る。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。） イ～ヘ　（略） ト　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 チ　（略） 八　再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。） イ　（略） ロ　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 ハ　（略）